公　告

大規模小売店舗立地法第８条第１項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、令和８年６月12日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和８年10月30日から同年11月30日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和８年11月30日

山口県知事　村　岡　嗣　政

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　アルク彦島店

所在地　下関市彦島福浦町二丁目15番１号

２　意見の概要

特に配慮を求める事項はない。